

つがる市告示第97号

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月2日

つがる市長 倉 光 弘 昭



1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 建土 第41号
- (2) 工事名 上野田1号線舗装補修工事
- (3) 工事場所 つがる市木造出野里 地内
- (4) 工期 契約を締結した日の翌日から令和7年10月31日まで
- (5) 工事概要 (建設リサイクル法対象建設工事)
施工延長 L=288.5m
 - ・舗装工 一式
 - ・区画線工 一式
 - ・構造物撤去工 一式
 - ・仮設工 一式
- (6) 工事の種類 舗装工事
- (7) 予定価格 ¥18,997,000 (税込)

2 入札参加形態 単体企業のみの入札

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく舗装工事業の許可を受けていること。
- (3) 直近の経営事項審査で舗装工事の総合評定値（P）が680点以上の者であること。
- (4) つがる市財務規則（平成17年つがる市規則第48号。以下「財務規則」という。）第116条の規定により一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (5) つがる市建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成17年つがる市規則第147号。以下「入札参加規則」という。）第3条の規定により競争入札に参加する資格があると認定された者であること。
- (6) つがる市内に本店を有していること。
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を配置できること。
 - ① 2級以上相当の国家資格又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - ② 監理技術者にあっては、監理技術者資格証を有する者であること。
 - ③ 当該入札参加希望者と直接的な雇用関係（入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上）にある者。
- (8) つがる市建設業者等指名停止要領（平成18年つがる市訓令第5号。以下「指名停止要領」という。）又は青森県建設業者等指名停止要領（昭和60年青監第323号）に基づく指名停止の措置を、当該公告の日から入札（開札）日まで受けていないこと。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者は、裁判所からの更生手続開始決定がなされ、更生手続開始決定後の建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

(10) 平成22年度以降に同工種又は同工種と認められる公共工事において1,000万円以上の元請負施工実績が1件以上あること。

4 入札参加資格申請の方法

(1) 受付期間 令和7年7月3日(木)から令和7年7月9日(水)まで
ただし、閉庁日を除く。

(2) 受付時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで
ただし、受付最終日は午前8時30分から正午までとする。

(3) 提出先 つがる市役所2階 財政部管財課契約検査係

(4) 提出方法 提出先に直接持参すること。

(5) 提出書類

①条件付き一般競争入札参加資格審査申請書

②総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写し

③配置予定技術者調書

- ・技術者の資格等が確認できる書類の写しを添付
- ・技術者が常時雇用されている者であることが確認できる書類の写しを添付
（技術者の雇用保険被保険者資格喪失届、住民税の特別徴収税額通知書等）

④施工実績調書

- ・つがる市以外の工事施工実績については施工実績が確認できる書類の写しを添付

⑤注意事項

- ・配置予定技術者調書には、受注時に配置できる技術者を記載すること。
- ・下請工事が4,500万円以上となる時は監理技術者を配置予定技術者とする。
- ・配置予定技術者は当該工事完了まで、原則として変更できません
ただし、配置予定技術者が、死亡・退社・入院等やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。
- ・技術者が専任となる工事において、予定技術者を複数の工事に配置している場合は、他の工事を落札したことにより当該工事に予定技術者を配置できなくなるため、直ちに入札辞退届により当該入札の辞退を行うこと。
ただし、同一日に複数の入札がある場合は、当該落札以降の入札は辞退扱いとなるため、入札辞退届の提出は不要です。
- ・他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず、重複して落札した場合は、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

(6) 提出部数 1部（A4版）

(7) その他

- ①申請書の作成及び申込みにかかる費用は、申請者の負担とする。
- ②提出された申請書及び関係書類は、返却しない。
- ③提出された申請書及び関係書類の差替え、訂正及び再提出は認めない。
- ④提出された申請書及び関係書類の内容について、別途その内容を聴取することがある。

5 入札参加資格の決定

(1) 入札参加資格の確認は、申請書及び関係書類の提出期限日をもって行うものとし、次のとおり通知する。

①通知日 令和7年7月10日(木)

②通知方法 F A X又はメールにより通知する。

(2) 審査の結果、資格が認められなかった者は、次のとおり不服申立書により申立をすることができる。

①提出期限 令和7年7月11日(金) 午後5時まで

②提出先 つがる市役所2階 財政部管財課契約検査係

③提出方法 提出先に直接持参すること。

(3) 市長は、不服申立に対して書面により速やかに回答するものとする。

(4) 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められたものが、入札(開札)日までに次に掲げるいずれかに該当することとなった時は、入札参加資格を喪失し入札に参加できない。

①入札参加資格の要件を欠いたとき

②申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していることが明らかとなったとき

③入札に参加させることが、著しく不適当と認められるとき

6 設計図書の閲覧及び貸出

(1) 閲覧期間 令和7年7月3日(木)から令和7年7月16日(水)まで

ただし、閉庁日を除く。

(2) 閲覧時間 午前8時30分から午後5時まで

(3) 貸出及び返却時間

	午前の部	午後の部
貸出時間	午前8時30分から午前9時30分まで	午後1時から午後2時まで
返却時間	正午まで	午後5時まで

(4) 貸出又はコピーを希望する者は、貸出希望申請書を提出し借り受けるものとする。

(5) データのコピーを希望する方は、C D - Rをご持参ください。

7 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問がある場合は、次のとおり質疑応答書により提出すること。

①提出期限 令和7年7月11日(金) 正午まで

②提出先 つがる市役所2階 財政部管財課契約検査係

ただし、閉庁日を除く。

③提出方法 F A X又は持参により提出するものとし、それ以外は受け付けないものとする。F A X送信時には管財課へ連絡すること。

(2) 質問に対する回答は、令和7年7月14日(月) 午後5時までに、F A Xで質問者のみに回答する。

8 入札(開札)の日時及び場所

(1) 日 時 令和7年7月18日(金)午前10時00分

(2) 場 所 つがる市役所2階 第3会議室

9 入札に関する事項

(1) 入札方法 つがる市郵便入札実施要領(平成22年訓令第94号。以下「郵便入札」という。)により執行する。

- (2) 郵送方法 一般書留、簡易書留のいずれかによる。
- (3) 到着期限 令和7年7月17日(木)まで必着のこと。
- (4) 送付先 〒038-3145 木造郵便局留 つがる市財政部管財課行
- (5) 入札回数 1回とする。なお、落札者がいない場合は、不調とする。
- (6) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 工事費内訳書

入札書の提出に際し、入札金額の根拠となった工事費等を記載した工事費内訳書を同封して提出すること。

10 入札条件

- (1) つがる市財務規則に規定する入札心得書（第4条第7号を除く。）を遵守すること。
- (2) つがる市建設工事における一抜け方式実施要領による。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除とする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、履行保証保険契約又は公共工事履行保証契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。また、銀行若しくは市長が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。

12 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を入札（開札）日前日までに持参により提出すること。

13 入札（開札）の立会い

- (1) 入札（開札）にあたり、入札参加資格を有すると認められた者の中から、入札立会人2名を決定し、依頼する。
- (2) 入札立会人には、入札立会依頼書をFAXで送付するので依頼を受けた者（代表者又はその代理人）は、立会うこと。
- (3) 予定された立会人が開札の時刻までに到着しない場合は、当該入札事務に従事していない市の職員を立ち会わせる。

14 入札の無効

- ①入札参加資格のない者の入札
- ②申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載した者の入札
- ③入札者心得書及び郵便入札の条件等入札に関する条件に違反した入札
- ④工事費内訳書の合計金額に違算又は、入札金額と一致しない者の入札
- ⑤入札書又は工事費内訳書若しくは封筒に記入もれ、押印もれがある者の入札
- ⑥事前公表した予定価格（税抜）を超える金額の入札

1 5 落札者の決定方法

- (1) 本入札は、つがる市建設工事最低制限価格制度実施要領（平成22年つがる市告示第95号。）に基づき最低制限価格を設定する。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で上記により設定した最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

1 6 契約の締結

- (1) 落札者には、開札終了後、直ちに電話連絡する。
- (2) 落札決定の日から7日以内に契約書を取り交わすものとする。ただし、落札者からの申出により、契約締結の延期の承認を与えたときは、この限りでない。
- (3) 落札決定後、契約締結までの間において、入札参加資格の要件を欠いた者又は指名停止要領に基づく指名停止の措置を受けた者には、当該契約を締結しないことがある。

1 7 その他

- (1) 現場説明会は実施しない。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載した場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 入札参加者は、市ホームページ掲載の「つがる市条件付き一般競争入札の手引き」及び設計図書等を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (4) 様式は市ホームページよりダウンロードするものとする。
- (5) 請負代金額が130万円以上の工事については、請負者は契約締結時に中間前払又は部分払のいずれかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。

問い合わせ先

つがる市財政部管財課契約検査係

電話 0173-42-2111（内線337）